

米子市建設工事最低制限価格設定要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 現場管理費 直接工事費及び共通仮設費に係る経費以外の経費であって、現場の安全訓練費等に要する費用、現場の事務用品費、現場の通信交通費等現場管理に要する経費をいう。</p> <p>(4) [省略]</p> <p>(5) 土木工事 土木工事積算基準(鳥取県建土整備部)、治山林道必携(設計積算編)、土地改良工事積算基準、港湾請負工事積算基準、漁港漁場関係工事積算基準、下水道用設計標準歩掛表(第1巻)及び推進工法用設計積算要領により主たる部分の積算を行う工事をいう。</p> <p>(6) [省略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 現場管理費 直接工事費及び共通仮設費_____以外の経費であって、現場の安全訓練費等に要する費用、現場の事務用品費、現場の通信交通費等現場管理に要する経費をいう。</p> <p>(4) [省略]</p> <p>(5) 土木工事 土木工事積算基準(鳥取県建土整備部)、治山林道必携(設計積算編)、土地改良工事積算基準、港湾請負工事積算基準、漁港漁場関係工事積算基準、下水道用設計標準歩掛表(第1巻)及び推進工法用設計積算要領により主たる部分の積算を行う工事をいう。</p> <p>(6) [省略]</p>
<p>(対象工事)</p> <p>第3条 最低制限価格は、米子市が発注する建設工事のうち<u>予定価格が1億5,000万円未満の入札</u>に付するものについて設けるものとする。</p> <p style="text-align: right;"><b>【新設】</b></p>	<p>(対象工事)</p> <p>第3条 最低制限価格は、米子市が発注する建設工事のうち、<u>その予定価格が1億5,000万円未満のものであって、一般競争入札又は指名競争入札に付するもの</u>について設けるものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、米子市建設工事低入札価格調査実施要領(平成17年3月31日施行)第3条第1項に規定する対象工事について同条第2項の規定に基づき低入札価格調査(同要領第2条第1号の低入札価格調査をいう。)を実施しないこととした場合には、当該対象工事について最低制限価格を設けることができるものとする。</u></p>